

平成30年度鳥獣被害防止対策事業一覧

対策の類型	事業名	H30予算額 (千円)	事業内容
人材の育成	①鳥獣対策の指導者育成 鳥獣対策指導者に対して対策の考え方や技術を研修	①鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 105,415 の内数 ※	・鳥獣対策研修の受講を支援 ・狩猟免許取得の支援
	②地域における狩猟者の確保・育成 網猟、わな猟、銃猟免許の取得促進	②総合的鳥獣被害対策推進事業 (県) 384	・県域で鳥獣対策指導者を養成 (県主催の被害防止対策研修会の開催ほか)
	③狩猟者確保・狩猟技術向上事業 (国・県)	2,045	・狩猟指い手の育成と捕獲技術の向上を図る (県主催の狩猟免許取得促進講習会、わな猟安全技術向上講習会を開催) ・狩猟指い手の育成と捕獲技術の向上を図る (県主催の銃猟安全技術向上講習会を開催)
	④若手狩猟者確保・ジビエ供給促進事業 (国・県)	1,373	・一般向け狩猟者確保イベントの開催 ・捕獲従事者育成研修、解体処理技術者育成研修の開催
生息環境管理	①里地里山の環境整備活動の推進 有害鳥獣の隠れ場所となる竹林等の整備 (緩衝帯整備等) 不要果樹・果実の除去、耕作放棄地の解消等	⑤里山づくり推進事業 (獣害につよい里山づくり事業) (県) 14,966	・林業事業体による里山の一体的な整備により、緩衝帯を造成し、獣害の低減と里山の環境整備を推進 事業主体:植原市他4市町村
	⑥鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	105,415 の内数 ※	・農地等の周辺における緩衝帯設置、放任果樹の除去及び雑木林の刈払い等により集落内の餌場、 潜み場所を除去
被害の防除	①有害鳥獣を寄せ付けない地域ぐるみの取組推進 地域における総合的な被害防止活動の支援	⑦鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 105,415 の内数 ※	・追払い活動の実施、被害防止対策に必要な技術実証を支援
	②農耕地等への侵入防止対策、新植地における 苗木の食害防止対策 農耕地等への侵入防止柵や防護ネットの設置等	⑧鳥獣被害防止整備事業 (国:鳥獣被害防止総合対策整備交付金) 258,194	・地域が一体となった連続した侵入防止柵等を捕獲施設と一体的に整備 ・受益3戸以上 ・対象経費は資材費及び設置費 ・補助率:1/2以内(但し、条件不利地域は55/100、 侵入防止柵を自力施工する場合は資材費のみ定額補助)
	③鳥獣被害防止対策事業で設置した侵入防護柵のうち、平成29年10月の台風21号により 被災したものの復旧にかかる資材購入費の一部助成 補助要件:1箇所の復旧費用が400千円以上 補助率:1/6	800	・鳥獣被害防止対策事業で設置した侵入防護柵のうち、平成29年10月の台風21号により 被災したものの復旧にかかる資材購入費の一部助成 補助要件:1箇所の復旧費用が400千円以上 補助率:1/6
	④-1県営ほ場整備事業 (国・県) ④-2農地環境整備事業 (国・県)	⑨-1県営ほ場整備事業 (国・県) ⑨-2農地環境整備事業 (国・県)	・農業生産の継続のため農地の整備と併せて鳥獣被害防止柵を設置 ・事業実施地区ごとに協議会(生産者で構成)を設立 協議会に原材料を支給、地元直営施工で柵を設置 ・負担区分:⑨-1国50/100、県27.5/100、市町村:受益者22.5/100 ⑨-2国55/100、県30/100、市町村等15/100 実施地区:H30は侵入防止柵整備取組み予定なし
	⑤木材生産林育成整備事業 (国・県)	【全体事業費】 129,792 545	・植栽した苗木の食害を防止するための防護柵や防護ネットの設置 ・新植苗木生産林における植栽した苗木の食害を防止するための防護柵や防護ネットの設置に助成 柵と同時施工 ・負担区分:国51%、県17%、実施主体32%
	⑥有害獣捕獲・防護施設設置事業 (県)	⑩有害獣捕獲・防護施設設置事業 (県) 250	・特定猟具使用禁止区域(銃)での捕獲罠、捕獲柵、防護柵の設置に助成 補助率:1/2以内
個体数調整	①鳥獣保護管理事業計画に基づく、個体数管理 生息状況や行動域等を調査し、基礎データの把握・ 分析するほか、事業計画を作成し二ホンジカを捕獲	⑪森林被害状況等調査事業 (県:森林環境税) 6,899	・野生鳥獣による森林被害については、被害金額、面積の把握が困難であるため、これに代わる林家の 被害者指標とするための調査を実施 (森林被害状況等調査、人工林被害調査、二ホンジカ個体数調査)
	②有害鳥獣の捕獲・駆除 有害鳥獣の発生実態、生息、移動状況を把握し、広域 かつ効率的な捕獲と駆除を推進	⑫森林被害緊急対策事業費補助金 3,995	・森林被害関係者、市町村等と連携して広域的かつ計画的に二ホンジカの捕獲を実施 実施地区:野迫川村
	③鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	⑬二ホンザル生育状況調査 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 3,612	・市町村に対し適切な捕獲計画作成を支援するため、3年間で県全域の二ホンザル生育状況調査を 実施し、第二種特定鳥獣管理計画を策定
	④カワウの生息状況調査事業 (県)	⑭カワウ生息状況調査事業 (県) 24,500	・二ホンジカを適正生息数に誘導するため、メスジカ有害捕獲の取組みを支援捕獲報奨金を助成 (4~6月:⑧8,000円/頭、7~3月:⑤5,000円/頭)
	⑤鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	⑮鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 105,415 の内数 ※	・有害捕獲経費を助成 二ホンジカ、イノシシの成獣(⑦7,000円/頭:上限) ※市町村長が認めた加工施設で受入れ確認する場合(⑨9,000円/頭:上限) 二ホンザルの成獣(⑧8,000円/頭:上限) 上記3種の幼獣、その他獣種(①1,000円/頭:上限) 鳥類(②200円/羽:上限)
	⑥カワウ食害防止対策事業 (県)	⑯カワウ食害防止対策事業 (県) 436	・県域でカワウのめぐら:コロニーを調査 ・カワウの銃による駆除経費に助成 補助率:1/2 事業主体:市町村
	⑦緊急・広域外来魚等対策推進事業 (国直接採択)	⑰緊急・広域外来魚等対策推進事業 (国直接採択) -	・防鳥機器の設置、カワウ捕獲等に必要経費を助成 事業主体:漁協
	⑧有害鳥類捕獲事業 (県)	⑱有害鳥類捕獲事業 (県) 250	・空気銃所持者による有害鳥類の捕獲を実施する取組みを支援 ・使用可能エリアの広い空気銃による有害鳥類の駆除を実施 補助率:1/2 事業主体:市町村
	⑨有害鳥獣駆除事業 (県)	⑲有害鳥獣駆除事業 (県) 4,500	・有害鳥獣の銃による駆除経費(人件費、弾代等)に助成 補助率1/3以内 事業主体:市町村
	⑩鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	⑳鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 105,415 の内数 ※	・捕獲罠購入、スマートセンサー導入の支援
	⑪捕獲鳥獣の処理、有効活用 捕獲鳥獣の焼却・処理加工施設整備と食肉等の 利活用を推進	㉑鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 10,415 の内数 ※	・ジビエ商品開発支援(処理加工施設設置と一体で実施する場合のみ)
	⑫ICT等を活用した被害軽減に結びつく新技術 実証	㉒鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 258,194 (再掲)	・捕獲鳥獣の焼却施設、処理加工施設の設置を支援 補助率1/2(但し、条件不利地は55/100)
総合対策	⑬鳥獣被害防止活動支援事業 (国)	㉓鳥獣被害防止活動支援事業 (国) 2,355	・監視カメラ等を活用し、新たな防護対策による鳥獣被害軽減を実証
	⑭効率的な捕獲技術導入推進事業 (国)	㉔効率的な捕獲技術導入推進事業 (国) 421	・近年開発され普及が進みつつあるICT捕獲装置を用いて、効果的な捕獲を実施するため、専門家の 支援を受けて、捕獲技術および捕獲効率の向上を目指す
地域の総合的な被害防止活動	※ 鳥獣被害防止活動支援事業 (国:鳥獣被害防止総合対策推進交付金) 105,415	・対策研修の受講、鳥獣の生息状況調査、追い払い活動、捕獲罠導入、緩衝帯整備、緊急捕獲活動 支援、スマートセンサー導入、サル複合対策など、地域の被害防止活動に対して支援 【サル複合対策】 A:二ホンザル加害群の生息状況調査(必須) B:捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証、生息環境管理(緩衝帯整備・放任果樹 除去・雑木林刈払い) Aの取組みに加えて、Bの取組みの中から2つ以上を併せて実施	
合計		431,256	

※ 鳥獣被害防止総合対策交付金は、「生息環境整備」「被害の防除」及び「個体数調整(有害捕獲)」のうち、複数の取組を一体的に実施することが必要(⑩緊急捕獲活動は単独で実施可能)